

 水道ホットニュース	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-8-1 虎ノ門電気ビル 2 F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp</p>
---	--

ニュージーランドの水道法改正案について (その 3)

6. 第二読会における議論の概要 (- 前号からの続き -)

(注) 以下の各議員の発言の概要は、議事録から一部を抜粋して和訳したものであり、発言全体については、最後に示した (出典) をご覧いただきたい。

[Hon TONY RYALL 議員 (国民党)]

国民党は、この法案に反対である。理由の第一は、消費者や料金支払者に対して不当な負担を強いるものであること、第二に、政府は水道水に関連した健康問題を過大に推計していること、第三に、この法案が地域社会にどのような影響を与えるか、実行可能性について正しく認識していないことである。さらに、費用の問題に加え、「ニュージーランド自治体 (New Zealand Local Government : 自治体の連合組織)」との協議・調整が不足していることは、議会がこの法案を進めることを支持すべきではないということの意味している。

[Steve CHADWICK 議員 (労働党)]

基準に適合していない水道水の供給にさらされている 50 万人以上のニュージーランドの人々の健康リスクが指摘されているのに、なぜ、耳を傾けようとししないのか？ニュージーランドの水道水基準は、WHO の基準に基づいているのである。我々は、この国で起きている水道水が原因の病気の発生を知っている。Tony Ryall 議員は、そうではないと考えていると発言している。例えば、カンピロバクターは食べ物に関連しているが、水にも関連している。

[Dr JONATHAN COLEMAN 議員 (国民党)]

CHADWICK 議員の話の話を聞いていると、労働党は水道改正案を間違った方向に持っていかうとしていることを示している。なぜ法案が必要なのか、全てが、ちんぷんかんぷん (mumbo-jumbo) で、偽りの科学 (pseudo-science) で、奇怪な (bizarre) 説明に聞こえる。1984 年に湖に下水が流入し、病気の発生があったが、この法案で下水の湖への流入を本当に止められるのか？

この政府は、時代遅れで、答になっていなく、焦点を当てるべき問題かどうか識別できていない。この政府には「サヨナラ」である (It is sayonara to the Government)。

[BARBARA STEWART 議員 (NZ ファースト党)]

NZ ファースト党は、水道法改正案の第二読会を支持する。我々は、国民党と違って、都市における水道水の水準を改善するためにあらゆる手段を講じることを支持する。我々は、ニュージーランドのほとんどの水道水が、現在、義務でない任意の枠組みで、地方自治体によって供給されていることを知っている。清浄な水道水は、世界の第一級国家としての基本的な条件である。この法案の戦略は、水道水基準を持ち、水道事業者に対して義務を課し、水道事業者の登録を行うことであり、それは正

しい戦略である。

[SUE KEDGLEY 議員 (緑の党)]

私は、緑の党を代表して水道法改正案を支持したい。水は大変重要であり、任意の基準のままにしておくことはできない。なお、カンピロバクターに関しては鶏肉にもっと注意すべきである。一方、国民党が指摘したように、料金への影響が懸念される場所である。

我々は、広範な協議の結果、法案について重要な変更を行い、水道水基準に関して柔軟性を持った「農村水道」という新たなカテゴリーを設けるとともに、「実施可能な全ての手段」という用語を規定し、法規制の適用時期についても調整を行っている。

[Dr PITA SHARPLES 議員 (マオリ党)]

この法案は次のように要約できる。すなわち、清浄で安全な水は人間の基本的な権利である。水道水が多くの脅威にある中、基準は必要であり、また、施行される必要がある。

我々は、民営化や水利権の取引が、固有の権利や人間の権利と隣り合わせにあるとは信じない。

第二読会で我々が法案を支持するのは、将来の世代のために、安定的で安全な環境を保護・保全するという点にある。

[JUDY TURNER 議員 (統一未来党)]

私は、統一未来党を代表して、水道法改正案の第二読会を支持する。安全な水道水の供給は人間にとって基本的なニーズである。現在、ニュージーランド人の71%は基準に適合した水道水が供給されているが、残りの29%は、基準に不適合であるか適合しているかどうか不明である。

私は、数年前、ベトナムでの水に関する国際会議に出席する機会があり、二つの印象が残った。一つ目は、多くの国々では、非常に限られた水の分配を巡る国際的な問題があるということである。二つ目は、我々が当たり前と考えている資源が、新たな金や新たな石油として描かれていることである。

[MOANA MACKEY 議員 (労働党)]

国民党によると、ニュージーランドでは水が原因で病気になる人はほんのわずかであるから、我々は何もすべきでないということになる。

小規模水道事業には基準に適合していないものがあり、また、基準に適合しているのかわからないものもある。その理由は、保健省が現在の権限では情報を得ることができない点にある。法案は、その点を言っている点である。労働党政権は、小規模水道事業の向上・改善を助けるために、154百万ドル(約140億円)を投資しているところである。

[Dr JACKIE BLUE 議員 (国民党)]

国民党は、水道法改正案に反対である。わずか16%の小規模水道に問題があり、対応が必要なのである。我々は、このような水道事業が、水道水を改善するために実施可能なあらゆる手段を講じるべきであることに我々も同意するが、この法案は過剰である。保健特別委員会に提出された資料によると、過去30年間で起きた水系感染症は23例であり、過去10年間に起きたのは4例である。最初の例は紫外線照射装置の故障によるものであるが、この法案は紫外線照射装置を修理するものとはならないであろう。第2例は、浄化槽の放流管が壊れたもので、上水道に流れ込んだものである。第3例は水道水との関係が証明されない。第4例は、水道事業が登録されておらず、浄水処理はろ過と紫外線処理で構成されていたが、ろ過のカートリッジは水道水基準の要求条件に適合しておらず、紫外線処理の効果も不明であった。

[MARTIN GALLAGHER 議員 (労働党)]

この法案は非常に重要である。現在、我々はこの国の水道水の安全性を確保するための手法として強制力のない任意の手法に大きく依存している。ニュージーランド人は、食品や消費物資の安全性を確保するための規制を受け入れている。しかし、水道事業者から受け入れざるを得ない物資である水道水は、水道事業を運営している事業者の良心と自発的な行動に頼らざるを得ない。この法案のポイントは、国中に、より一貫した水道水の基準を導入しようとするものである。

委員会においては、法制度について詳細な検討を行ったが、「全ての人に、一つの水道水基準を」というのが、基本線である。

[JO GOODHEW 議員 (国民党)]

私は、水道法改正案に反対する同僚に加わる。この法案について言うと、私の議会での2年間の知見において、これほど農村部の人々や地方自治体から抗議がなされている法案はほとんどない。

国民党は、清浄で安全な水道水に反対するものではない。しかし、費用が高すぎる。特別委員会には47件の意見の提出があり26件について聴聞したが、その多くは地方自治体や水道事業者からであった。誰も水道水の改善には反対ではないものの、彼らは重大な財政的なリスクから法案に反対しているのである。

一人当たりの資本的支出について言うと、2つの自治体では一人当たり4千ドル(約36万円)以上、5つの自治体では2千ドル(約18万円)以上となるであろう。これらは一例であり、「ニュージーランド自治体」が反対し続けている理由である。

(出典)

http://www.parliament.nz/en-NZ/PB/Debates/Debates/0/a/d/48HansD_20070913_00000815-Health-Dri-inking-Water-Amendment-Bill-Second.htm

6 . 第二読会における水道法改正案の採決

賛成：70票(労働党49票、NZファースト党7票、緑の党6票、マオリ党4票、統一未来党2票、進歩党1票、無所属1票)

反対：50票(国民党47票、ACT党2票、無所属1票)

7 . 今後の手続き

水道法改正案は、2007年9月13日の第二読会において賛成多数で可決された。ニュージーランド保健省ホームページによれば、その後、第三読会でも法案が可決されたことから、改正水道法は2008年7月1日から施行されることとなる。

[参考] 「ニュージーランド 2005 年水道水基準」の構成 (目次)

「ニュージーランド 2005 年水道水基準 (Drinking-water Standards for New Zealand 2005)」は、171ページにわたる膨大なものである。

この基準は、水道水質基準 (Water Quality Standards) だけでなく、浄水処理方式別の維持管理に関するクライテリア等も含まれており、「水道水質基準」と「維持管理基準」を合わせたようなものといえよう。

以下に、「ニュージーランド 2005 年水道水基準」の目次を示す。

1	Overview of Drinking-water Standards
1.1	Introduction
1.2	Scope of DWSNZ
1.3	Content
1.4	Maximum acceptable values (MAVs)
1.5	Operational requirement values
1.6	Population data
1.7	Components of drinking-water supply
2	Water Quality Standards
2.1	Introduction
2.2	Abbreviations
2.3	Standards
3	Compliance and Transgressions
3.1	Introduction
3.2	Continuous monitoring requirements
3.3	Priority classes for drinking-water determinands
4	Bacterial Compliance Criteria
4.1	Introduction
4.2	Content
4.3	Compliance criteria for drinking-water leaving treatment plant
4.4	Compliance criteria for drinking-water in the distribution system
4.5	Demonstrating security of groundwater
5	Protozoal Compliance Criteria
5.1	Introduction
5.2	Cumulative log credit approach
5.3	Bank filtration of source water: treatment compliance criterion
5.4	Coagulation, sedimentation and filtration processes: treatment compliance criteria
5.5	Coagulation, direct filtration: treatment compliance criteria
5.6	Second stage filtration: treatment compliance criteria
5.7	Enhanced combined filter performance: treatment compliance criteria
5.8	Enhanced individual filter performance: treatment compliance criteria
5.9	Diatomaceous earth filtration: treatment compliance criteria
5.10	Slow sand filtration: treatment compliance criteria
5.11	Membrane filtration: treatment compliance criterion
5.12	Cartridge filtration: treatment compliance criteria
5.13	Bag filtration: treatment compliance criteria
5.14	Chlorine dioxide: treatment compliance criteria
5.15	Ozone disinfection: treatment compliance criteria
5.16	Ultraviolet light disinfection: treatment compliance criteria
6	Viral Compliance Criteria
7	Cyanotoxin Compliance Criteria
7.1	Introduction
7.2	Management protocols
7.3	Priority 2 determinands

8 Chemical Compliance Criteria

- 8.1 Introduction
- 8.2 Compliance criteria
- 8.3 Monitoring requirements
- 8.4 Transgressions and remedial action
- 8.5 Assessment of plumbosolvency

9 Radiological Compliance Criteria

- 9.1 Introduction
- 9.2 Rationale for radiological maximum acceptable value (MAV)
- 9.3 Compliance criteria
- 9.4 Monitoring requirements
- 9.5 Exceedence of radiological maximum acceptable value (MAV)

10 Small Water Supply Compliance Criteria

- 10.1 Participating supplies
- 10.2 Standard supplies

11 Tankered Drinking-water Compliance Criteria

- 11.1 Registration of water carriers
- 11.2 Sources and classes of water
- 11.3 Operation
- 11.4 Monitoring
- 11.5 Delivery
- 11.6 Documentation and records

12 Compliance Criteria: Records

Appendix 1: Units, Conversions and Exceedences

Appendix 2: Guideline Values and Other Chemicals

Appendix 3: Sampling Requirements, Referee Method and Alternative Analytical Methods for Determinands

Definitions

References

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財)水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。